

平成 年 寄附分

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

平成 年 月 日 北海道京極町長 殿	整理番号	
住 所 〒	フリガナ	
	氏 名	印
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明・大 昭・平 年 月 日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

平成 年 寄附分

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

整理番号：

受付団体名	北海道京極町
-------	--------

# 「寄附金税額控除に係る申告特例(ワンストップ特例制度)申請書」の添付書類台紙

個人番号の番号確認・本人確認のため、下記 1, 2, 3 のいずれかのコピーをこちらの台紙に貼付してお送りください。 ※ワンストップ特例制度を希望の方は申請書と一緒に必ず提出してください。

## 1 個人番号カード(顔写真つき)のコピー(表と裏)



## 2 「通知カードのコピー」と「身分証(顔写真付き)のコピー」

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 テスト 太郎

住所 〇〇県〇〇市△△町◇番地◇号

平成元年1月1日生 性別 男

発行日 平成27年10月33日

+

【身分証】(顔写真付き)

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・旅券(パスポート)
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

※転居等により裏面に変更内容の記載がある場合は、裏面のコピーも添付してください

## 3 「通知カードのコピー」と「身分証(顔写真なし)のコピー」2種類

通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 テスト 太郎

住所 〇〇県〇〇市△△町◇番地◇号

平成元年1月1日生 性別 男

発行日 平成27年10月33日

+

【身分証】(以下の中から2種類)

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
- ・後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証
- ・私立学校教職員共済制度の加入者証
- ・国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合員証
- ・船員保険証
- ・健康保険日雇特例被保険者手帳

※転居等により裏面に変更内容の記載がある場合は、裏面のコピーも添付してください

※運転免許証等で転居により、現住所が裏面に記載してある場合など必要に応じて裏面のコピーも添付してください。

※「身分証」について上記に記載のないものについては、お問い合わせください。

※個人番号カード、通知カードのどちらも無い方は、個人番号が記載された住民票の写しを提出してください。

※必要書類を添付されない場合は、申請を受け付けできませんのでご了承ください。

【送付先】〒044-0101 北海道虻田郡京極町字京極527番地 京極町役場総務課 ふるさと納税担当  
電話 0136-42-2111 (平日9時~17時)



# 記入例

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

平成 29 年寄附分

市町村民税  
道府県民税  
寄附金税額控除に係る申告

提出日を記入

太枠内すべてに記入してください  
※記載内容について、年内に変更が生じた場合は、変更届出書が必要です

平成 29 年 ○○月 ○○日 北海道京極町長 様	整理番号	〒044-0101	フリガナ 7州 京極	捺印してください
住所 北海道虻田郡京極町字京極527番地	氏名 故郷 京極	個人番号 1 2 3 4 1 2 3 4 1 2 3 4	性別 男	印
電話番号 0136-42-2111	生年月日 昭和○○年○○月○○日			

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。個人番号(マイナンバー)を記入

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附をした年月日と寄附金額を記入  
※寄附することにご記入願います

## 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日 平成29年○○月○○日	寄附金額 10,000円
----------------------	-----------------

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者(寄附金税額控除は除く)である場合に限り、チェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。	
(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者	
(2) 地方団体について、 ワンストップ特例申請で寄附をする市町村数が年間5市町村以下であると見込まれる場合のみ、チェックしてください。	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	

両方にチェックが付かない方は申告特例の対象外で確定申告が必要でず。

- ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は、確定申告・住民税申告を要しない方が「ふるさと寄附金」をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、所得税・住民税の控除が受けられる特例制度です。
- 地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた方が確定申告又は住民税申告をしてしまった場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。
- そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。

- ◎また、ワンストップ特例の申請市町村数が年間5市町村を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効になりますので、ご注意ください。
- ◎申告特例申請書は、寄附をした翌年1月10日までにご返送ください。（必着）